

議 事 日 程

平成 2 6 年 第 3 回 浜 中 町 議 会 臨 時 会

平 成 2 6 年 8 月 2 6 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第 4 0 号	町長、副町長の給料の減額に関する条例の制定について

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成26年第3回浜中町議会臨時会を開催いたします。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番鈴木議員及び4番菊地議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（波岡玄智君） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（波岡玄智君） 日程第3 諸般の報告をします。

まず、本臨時会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係、諸会議等については記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（波岡玄智君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） 本日第3回浜中町議会臨時会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまでの教育行政の主なものについて、ご報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第40号町長、副町長の給料の減額に関する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第40号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第40号町長、副町長の給料の減額に関する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の制定は、行政報告で申しあげました町職員の不祥事に対する処分に伴い、管理監督の立場にある私と副町長についても、平成26年9月における給料を給料月額から100分の10を減額するものであります。附則第1項では、この条例の施行は平成26年9月1日とし、第2項ではその効力は平成26年9月30日限りで失うこととしております。

以上、提案の理由をご説明申しあげましたが、このたびの職員の不祥事については、先の行政報告で詳細な説明を申しあげましたが、改めて町民の皆様、そして議会に対し深くお詫び申しあげます。

今後、町職員の綱紀粛正、法令遵守に全力で取り組んで参ります。

以上、提案の理由をご説明申しあげましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申しあげます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 確認させていただきます。

先ほどの報告で免許の取り消し、停止ではなく取り消しで間違いがないのかどうか。それと、今回は依願退職ということですが、もし退職届の届出がない場合は、この処分は停職6ヵ月のみということなのかどうか。まず、この点を確認させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答え致します。免許の取り消しということでございます。それから仮に退職願いが出て来なかった場合には、停職6ヵ月の処分ということでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 懲罰規定というのは、町独自のものと聞いておりますけれども、これは町民感情に照らし合わせた場合、もし退職届を出されていない場合、停職6ヵ月の処分になるという規定であります。この懲罰規定が出来たのがいつ頃だったのかという点と、近年、この軽度なスピード超化等とは訳が違いまして、この種類薬物等に服用した場合の運転に対する重みというか、罰則の重みが全国的に増している中で、この懲罰規定を今後、見直す考えがあるかどうかをお聞きしておきます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。懲罰規定ということでございますけれども、まず浜中町職員の分限及び懲戒についての手続及び効果に関する条例というのがございます。これは昭和28年12月に制定してございます。加えまして、今回処分の対象になった規定でございますけれども、交通法規違反と交通事故を起こした職員に対する処分規定、これは平成10年3月に制定してございます。それと最近、特に違法薬物等の使用によって色々な痛ましい事故が発生してございます。それに伴いまして、この規定も、それに合わせた形で一部改正をして行かなければならないという認識を持っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 私の方から質問は、町長が先ほど行政報告で言っていましたけれども、町民の皆さんに深くお詫びをしたいという事のお話がありました。そして町民への信頼回復に努めるという話もありました。それで住民感情からすれば、停職6ヵ月という処分について、これは酒気帯運転に限っての規定というふうに、それはそれとして認める訳ですけれども、住民感情から言わせてもらおうと果たして、そういうことで良いのだろうか。併せて8月7日に罰金刑が確定して、免許の取り消しもされたという。その後8月18日付けで懲罰委員会の答申どおり停職6ヵ月の処分をしたと、それで併せて同日付けで依願退職を受けたという話のようであります。今の経過について間違いないかどうかを、まず確認をしたいと思えますし、依願退職をされた場合、普通退職と何ら変わりのない退職金が支給されるのかどうか。その辺も住民感情的にどうなのかという部分がありますので、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。今回の件につきまして、浜中町職員分限懲戒審査委員会という委員会がございます。その中で色々と、今回の件に関しまして協議をしました。その結果7月30日付けで停職6ヵ月との答申をしたところでございます。

その後、先程議員おっしゃいましたとおり、7日には簡易裁判所から略式名命、その後20日には、公安委員会の方から免許取り消しという処分を本人は受けております。6ヶ月につきましては議員おっしゃるとおりでございます。退職金の話でございますけれども、今回の依願退職につきましては、退職金は出るということでございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 依願退職ですから普通退職と同じ、私は少なくとも町の処分があつて例えば減給1ヵ月だとか給料の月額を幾らかでもカットした中で、依願退職を認めるとか、まず処分を先にやってそれから退職を求めることによって、住民感情的なものが少しは緩和されるのかなと思うのです。今のままの状態で行くと、何ら普通退職と自己都合によって退職しますという時と何ら変わりがない。ただ単に町長、副町長が10%カットを1ヵ月やつたと、町長、副町長の責任はいいですよ。だけど、その当事者に対する処分というのは甘いんじゃないかなと。その懲罰審査委員会の別表に処分規定がありますけれども、件数があつて150点以上については停職が6ヵ月ですよ、併せて免職もありますよ、それで備考欄には免許取り消し、この場合は免職にあたるんじゃないですか。

たまたま今の段階で行きますと、8月7日に罰金30万円が確定して、それから免許の取り消しが8月20日にあつた。ただ8月18日付で答申どおり処分したということですから、もし免許の取り消しが先にあつたならば、どうなったのでしょうか、懲戒処分になつたんじゃないですか。前の全員協議会の時に、処分については時間をかけて行ふべきということで、弁護士からアドバイスを受けて時間を掛けてやります、処分を決定しますということでしかたら、当然、公安委員会なりの罰則も加味しながら、処分が最終的に町長から出されるものだと思つておりましたけれども、処分が決まる前に、答申どおり6ヵ月で処分したというのが、どうでしょうか。普通退職と同じ処分を認めるというのであれば、私は町長、副町長の10%減給はしなくても良いのではないかと逆にそう思うのですが、その辺の展開をお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。議員おっしゃいました、8月18日付で町としては停職6ヵ月の懲戒処分をしております。給料ですけれども、8月分につきましては、それ以降の分は出ないということでございます。この処分規定の中で、交通法規の違反度があります。一番重いのが飲酒運転でございます。その次に重いのが酒気帯運転、今回はこの酒気帯運転により逮捕という事実がございますので、130～150点の最高の150点で、この件に関しては、そういう判断をした次第でございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 行政処分、免許取消あるいは罰金、それについては最大限50万円で2年間の取消というのは、結果論としては0.15以上の酒気帯という捉えで報道にありまして、それで50万円が最大ですから行くのかなと思いましたが、事情は略式起訴なので中身は弁護士も全く解らないのですけれども、結果として30万円という報告を受けました。

当初は、その事の重大さを非常に感じまして、通常はスピード違反ですとか一時停止違反ですとか、そういう軽易なものを分類していたのですが、今度は最大限のそれを超えようような事案だったものですから、委員そのものも懲戒免職を想定しながら後は弁護士に相談して、その事についての一応、見解のアドバイスをいただいたんです。

それで懲戒処分を含めた、免職の処分が妥当かどうか言ったんです。そうしましたら、この事件では免職は重いという判例が出ていると。そして何故かという、その後には事故を起こしていない、ただ可能性としては0.15以上ですから、その程度は解りませんけれども逮捕に至ったと。逮捕という重みですが、逮捕はその時の状況での警察の判断だということで、大きな事故に繋がらないで逮捕されて本人は助かったのではないかと考えています。警察の適正な判断と思っています。

それで、行政処分が出る前の懲戒処分についてこれも照会しました。事実関係がはっきりしているのであれば、想定されるのが50万円以下の罰金刑と免許の取り消し2年間、それが最大限だったので最大限の処分の程度は解っておりましたので、それも含めて、その前に処分することについては問題がないかと、要ははっきりしているんだということであれば、それは構わないという話でありました。それでこの処分の程度、重みについてですが、まず懲戒処分については、矯正をするという意味での同じ懲戒処分でも、戒告、減給、停職、これは本人に反省を促して、将来的には身分が保障されているんです。それは、あくまでも反省を促して矯正をするという視点にたったもの。

ところが免職というのは、勝手に公務員の世界から排除するという、排除を目的とする懲戒処分ですね。その重みが大きく違ふと。ですから弁護士さんは慎重に事を運ぶと、判例を見ると記録にもありますが、酒気帯運転で免職をした事例があります。平成18年京都市もひっくり返えされました。それから大阪府も判例としては、処分取り消しの判決になっている。近年では根室市の判例、これにつきましても処分が重いとして処分取り消しの裁判にかけて、結果として重いということで処分の取り消しがなされまして

職場復帰しているのです。

それでもうひとつは、北広島の例ですけれども、これにつきましても酒気帯運転をして物損事故があったんですね。これについては、北広島市の懲戒処分は停職6ヵ月だったのです。停職6ヵ月というのは大体最大限の停職の上限ですけれども、それ以上は懲戒免職になると思いますけれど、これも将来的には職場復帰ということですよ。退職願が処分の当日に上がった訳ではなくて聞き込みした折に2回目ですか、7月18日1回目の委員会で、絶対に本人に聞くことがあるという声があがりまして、ダイレクトに聞いたのです。文化センターで夕方から目立たないようにやったのですが、6時頃まで掛かりまして、本人とやりとりした中で、やっぱり本人曰くもう居られないということも言っていましたし、これから例えば仮に懲戒免職もあれば、それ以下もあるけれども、復帰して停職以下の処分でもし戻ったとしても、本人が果たして仕事出来るか、あるいは本人に対して住民の目がどうであるかということは、どう考えているという話をしましたら、やはり私はもう居られないということがありました。本人から様式がちょっと解らないのでということで照会があったのです。なぜかと言ったら退職願を出したいと、様式を示して本人が出してきました。

ところが自己都合で辞めると言われても、懲戒処分の審査会を継続中ですから、それによってもし免職であれば、そんなものはもう要らないので、ただ結果論として色んな判例を見まして、それから弁護士さんとの話もしまして、それで停職6ヵ月という判断を下しました。その折にその発令はしますけれども、それと同時に今までの事例を見ますと免職じゃないので、停職というのは将来本人が職に復帰するという前提ですから、そういう状況の中で本人が前に退職願を出してきましたけれども、それは受付したけれども承認はしなかったのです。承認しちゃうと何も審議なしに完全に自己都合で、結果論として懲戒処分の内容は停職だった、それは戻ってくるということですけども、まず本人の意思確認をして辞めるということですから、それをセットで本人が今居ません。

それで懲戒処分の免職に行きますと、やはり弁護士さんのアドバイスですけれども、色んな方が言っていたことが時間が経つと当時、本人を呼び付けて事情聴取した時に辞めたいと言っていますけれど、免職に行っちゃうと時間の経過と共に色んなことがあって、それで判例を見ますと取り消しということになれば、処分取り消しですから免職処分取り消されたら本人が、そんなことは無いと思いますけれども、実際に他の自治体ではあります。戻ってくるんですよ。それに対して何も言えないということですから、私

どもは、もう完全にあの時点で色んな話がありました。色んな事がありました色んなことを聞き及んでいます。心情的には委員とて全く厳しい処分は間違いないだろうということで踏んで入りました。それで色んな侃々諤々と議論を重ねまして、そして本人を呼んで、その上で我々の選んだ道について、弁護士からどうなのかということも聞きましたし、そんなことで今は本人の身分はないのです。結果的には住民感情、私どもも実感しています。免職ですよ、住民感情は。私どももそう思っていたのですけれども、弁護士さんと色々法的なこと事例を勘案しますと、やはりこの後の事故もない何もない中で判例は、停職処分が一番重くて6ヵ月ということでありまして、ここに全道の処分の例がありまして、これは振興局から北海道の集計ですけれども、これは酒気帯運転の例です。酒気帯で物損事故を起こしたのはあります。25年の12月になりますが、町村名はちょっと控えさせていただきますけれども停職3ヵ月でした。

その次が、一部事務組合、酒気帯運転の結果、物損事故を起こした公務外ですけれども、これは停職1ヵ月です。それから同じ様に一部事務組合酒気帯運転、これは休暇中ですけれども停職2ヵ月、それから酒気帯運転の追突事故これは停職3ヵ月、後は酒気帯の信号無視、これは減給1ヵ月ですから停職よりは軽いのですが、それから酒気帯運転の車両に同乗して物損事故を起こした、これが停職4ヵ月、それから酒気帯運転の停職1ヵ月という例が各自治体で、こういった懲戒処分の結果が出ております。

それからさっき言いましたように、根室市は免職に行った裁判でひっくり返った、処分取り消しで、今働いているということで停職6ヵ月のまま何も本人から申し出がないので、職場復帰予定であるということでもあります。私どもは色々悩んだ結果、色んなことを議論しましたけれども、確実に本人が今居ませんし、その道であれば本人が出てきたので、それと合わせ技で完全に意思が表示されていますので、それで懲戒処分をすると、懲戒処分の折に依願退職を認めれば処分の効果は一切無くなりますので、その時点で退職ですから、退職した次の日から身分はないということで、今後このことについての不服申し立ては無いと踏んでおります。

懲戒免職の場合には、訴訟を起こして不服がある場合には何ヵ月以内ということですが、その辺はこの場合には無いと思いますので、私どもはもう置けないと、それは十分町民からすれば甘いのではないかと思いますけれども、色んな事を考えまして後で訴訟になってまたどうこうなって、本人が間違ってくるようなことは全く大変だなと思ひまして、この様な決断をして町長に答申した次第であります。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今、副町長の方から詳しく説明をいただきました。良く理解をしました。私、町民感情が一番大事なことだと思いました。

それで副町長の方から詳しく説明を受けたことによって、議事録にも残る訳ですから、こういう事が理事者としては本当に慎重に審議されて、この結果だという事が町民に伝われば、それで私の質問は終わりですけれども、今後のあり方ですね。やはり住民に対して信頼を回復するということからすれば、1番議員からも話があったように、やはりこの分限条例、要綱等の見直しもきっちり諮っていくということも必要じゃないかと、今の時代交通事故を起こした場合には、相当世間の批判も多い訳ですから、その辺も含めて再度その考えがあるのか、お聞かせいただいて終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今後の見直しですけれども、勿論、今までは交通違反というのは頻繁にありましたので、それ以外の事については、あまり経験がないのですけれども、事例がなかったのですが交通違反について、状況でどの様な懲戒処分の内容を科すということでしたんですが、今は交通違反のみならず、色んなことがありますので、それについて交通違反もそうですけれども、それ以外の項目について、実は今案としてはあるのですが、正式にもう一回委員会の中でも、あるいは課長会議でも揉んで、今後の職員の服務規律の保持の為に、そういったものを整備していきたいと思います。

それから今言った交通違反の判例ですけども、実は結果としては取り消しの処分をされていますけれども、これに対する一般住民の批判はかなりあるようです。ですから、この裁判の判例もそんな声を受けて今後変わっていくし、今報道でもかなり色んな違反が取りだたされておりますけれども、そんな動向から将来的には、その判例も変わるのかなと思っておりますということがありますので、何れにしましても、うちの規定は見直して、全てのものについて服務規律の確保に向けて色んな規程関係を整備して行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 今のお話色々お聞きしましたけれど、ちょっと解せないところがあります。ひとつは処分決定が8月18日ということで決定されたと。免許取消の行政処分が8月20日、ここまで行政処分がされているというところまで待てなかったの

かどうなのか。150点以上のものであれば即、免許取り消しになる訳でしょう。今回の場合は免許取消の決定がされているのです。そして罰金刑もあるのです。そういうことであれば、そこまで待って結論が出た時に、処分決定をする審議会を開いて、どうするかということにならなかったのかと思うのです。即、これは免許取消であれば免職という事の処分になる訳です。それがされなかったというのは審議会の中で、どういう論議をされたか良く分からないのです。私は本人を憎むという意味ではないですけど整合性が取れないんじゃないかと、再発を防ぐという点では、そのところを明確にして住民にもこういうことでやりましたということが解らないと、ずっと疑問が残ってしまうと思うのです。そういう点でお答え願いたいと思います。

それから色々聞きますと、非常にアルコールの好きな職員だということが言われています。これはアルコール依存症という診断がされているのかどうなのか。そういう対応が職場の中でも進めているのかどうなのか。結構そういう事例というのはある訳でありますよね。全国で飲酒運転、酒気帯運転というのは、公務員の意識の問題にかかわる極めて全国的な問題として問題視されている訳です。その最中に、こういう状況が起きたというのは、おおいに反省する必要がある立場にあるということが、やはりきちんとアルコール依存症の問題についても考えなきゃいけないという、今後どう対応して行くのかということが求められる問題だと思います。これからも出てくる恐れのある問題だと考えますけれども、私は町長と副町長の減給処分で終わらないと思います。やっぱり今後どうするかという対策を、きちんとやらないと駄目だと、審議会があるのならば、そのところで徹底した再発防止を作ることが求められると、こういうアルコールの問題がどう今まで捉えられ、そして審議会の中で、どの様に論議されたのか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。まず処分決定が8月18日、それと免許取消が8月20日ということですが、先ほどもお話ししてありますけれども、弁護士さんとも相談している中で、色んな行政処分等の結論を待ってから、町としての処分をするのが良いのかどうかということをお聞きしましたら、まず事実関係がはっきりしているのであれば、そういう行政処分等を待たなくても、町としての処分をやっても構わないということでした。ですから今回は、酒気帯運転ということでの逮捕という事実がございますので、それに則って7月30日に答申をし、町長が8月18日

付で停職6ヵ月の処分をしたということでございます。

それとアルコール依存症のお話がありましたけれども、診断書という話ですけども、特にそれは承知してございませんし、これに関しましての懲罰委員会の中では、そういう話までは議論はしてございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） お医者でないですから、依存症というのは診断をしてもらわなきゃ分からないということもありますけれども、何れにしても1回や2回ではないでしょう。色んな町で言われているのは、お酒を飲むと前後不覚になるというような状況が言われている訳ですよ。そういう対応をきちんと出来ないという状況があるとしたら、これは職場の中にそういう相談所、あるいは指導をする機関そういうのが必要ではないかなと。弁護士さんが言うとおりに動いてものは解決しない訳ですよ。弁護士さんそれぞれの専門がありますから、そうではなくて、もっとこういう事件を起こさないという為には、ここでどう対応するか、どう話し合いをするかという事だと思います。

その部分が今回の場合は、欠けているんじゃないかと思わざるを得ないような話で聞いているんです。何も急ぐことはない訳でしょう。処分を急ぐのですか。相手の人権を尊重しながら処分というのは決める訳です。立ち直りを図るためにやる訳です。それには一定の期間が必要です。そして明らかにどうしても、これは大変な問題だというような具体的な事実が出た時に、行政処分が先ずは下る訳です。それを持って懲罰委員会を開けば良いんじゃないですか。私はそう思うのです。私のかつての職場でも、そういう問題がある訳ですよ。やっぱりその職場の中でしっかりした対応をしていくと。それが早目に対応するということであって、処分がやはり明確に町民に解るような内容で処分しなければいけないと思っています。私はその点で今回の問題というのは、はっきりするところを掴まないで審議がされて早く決定をされ、だから停職処分で終わっている。本来ならば、免許取消であれば免職も可能だということになっている訳でしょう点数表を見れば。そこまで行かないで決めてしまった。私の質問で審議がどの様にされたかと、こういう職員だったという審議はされていないのですか。非常に危険な状況であるというような論議はされていないのですか。これはどうしようもない状況に陥っているのではないかという論議は一切されていないのですか。そういう声も出なかったのですか。そのことをお答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。今回の処分につきましては、酒気帯運転で逮捕されたという事実に基づいて、懲戒処分委員会に諮って最終的に6ヵ月の停職にしました。この表でいきますと停職6ヵ月、それと免職そして備考欄に免許取り消しということになってございます。免許取消が即免職になるということではございません。あくまでも今回は、酒気帯運転の逮捕を基にして委員会を開いて決定をした次第でございます。

それとアルコールの関係でございますけれども、先ほども申しましたけれども私も以前、職場が一緒に働いていたこともあります。飲む機会もあり飲めばそれなりに酔うということでございますけれども、それ以上のものについては承知してございません。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 委員会での内容については、公表してはならないという規程がございます。その事を私は根掘り葉掘り聞くつもりはないのですけれども、議論の内容はやっぱり明らかにしていただきたいと思うのです。

それで実際には、委員会の内容をきちんとメモすると、議事録を作るということが言われていますよね。その為に専門の人を配置すると言われてるんです。このメモなり審議された内容は公開しなくても、例えば内容を見ることが出来るのかどうなのか。その辺りはどうです、そうでないと思います。どういう審議がされたかを明らかに出来ませんと、それでアルコール依存の問題については論議されていませぬというのか、論議されたけれども、こういう事でしたという、そこの辺りが全く分からない。そして測定値、アルコールの酒気帯運転の検査結果は幾らだったんですか。こういう点も明らかにされていないんですよ。審議するからには、そのくらいは明らかにして欲しいと思うのです。だから最後に今後をどうするかという問題です。やっぱりお詫びをして終わりだということであっても、この中にきちんとした、これは危ないということがあったら、即相談をして対応するそういう窓口、カウンセラー、こういう専門的な部門をちゃんと相談できる人を備えて置くという訳には行きませぬでしょうけれども、例えば、こういうことがあったら専門医に相談してみようということが出来るように、システム化しないと何人かの職員が対応したのでは、私は解決が付かないと思いますし、相談というのは1人で相談に乗るべきでないと思います。必ず複数で相談に乗るということにすれば、色んな問題はかなり解決するんじゃないかなと思います。これは提案ですから、是非そ

ういうシステムを作っていくという点での考え方を聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。まず会議の内容でございますけれども、浜中町職員分限懲戒審査委員会規定第4条第4項に、委員は業務遂行にかかわる内容について、秘密の保持に努めなければならない。ということになってございます。

ですから、この件につきましては、今回公開には該当しないものと思われま。アルコールの濃度ですけれども、検察庁の起訴においても、基準値0.15ミリグラム以上のアルコールというふうな起訴状でございます。それをもって釧路簡易裁判所から30万円の略式命令が下されたところでございます。カウンセラーの件でございますけれども、福祉保健課でやっております健康ダイヤルですか、そちらの方に相談していただくのがベターなのかなと思います。専門医が居るようですから、ただそれは本人が自覚しないと出来ないことになろうかと思っておりますけれども、周りから見てちょっと変だなということがあった場合には、相談した方が良いんじゃないかという助言と言いますか、そういうこともやっていかなければならないものと思っております。0.15ミリグラムは、道路交通法上のアルコールを保持している呼気1リットル中0.15ミリグラム以上のアルコールを検出されたものにつきましては、酒気帯運転ということになってございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今回の報道でもそうですけれども、ある程度の基準以上の呼気の検査でアルコールが検出されたということで、これも最終的に処分の報道がありましたのですが、0.15以上については道路交通法に規定しておりまして、それ以上の人については、酒気帯運転ということで、現場の呼気の検査ですとか、あるいは本人の動きですとか、あるいは本人が少なく酒を飲んでもベロベロであれば酒酔い運転になります。酒の効き方とかというのも微妙に影響してくると思っておりますが、本人に聞くところによりますと、これは先ほどご指摘にありましたが、会議の顛末は全部書いています。ここにあります。ただそのことについても、お話が出来ないということです。

ですから、今言ったアルコールについて委員会で議論がありましたけれども、それはこの交通違反のことではなくて、前に言われていることについても弁護士さんに相談をしたのですが、プライベートにおける素行等の問題は、この件には一切関係がないと。

したがって、この委員会の目的は職員の起こした、今言った事件について、どのよう

な公務員としての責任を感じさせ反省させて、あるいは排除するという、そういうのが委員会としての仕事だよと言われてまして、その合わせ技云々というのは、心情的に私もも思っていますし、住民の方もそう思っていると思いますけれども、そういった合わせ技は、今までの判例によりますと、これはこれとして判断するのが妥当であろうということで、弁護士さんに何から何までとは思っていません。過去にも弁護士さんに相談したことがありますけれども、弁護士さんとて地方公務員のあらゆる分野ありますから、領域においては裁判に出てみなければ解らない部分もありますが、今回については、全国的な判例もありますので、そういった意味においては、弁護士さんのアドバイスをしっかりと受け止めて作業を進めるのが良いんだろうと思ひまして、このたびの審査の結論を見た訳でありますので、今後、審査会でも議論を、審査は懲戒処分はどうするかということですが、あくまでも職制の中で、総務課中心に綱紀肅正、勿論、サービスの規律の保持については、やはり特別なものを例えば窓口を置くということではなくて、それぞれの課において課の中で信頼関係の上に、公務員としての自覚をしっかりと持って、責任も感じていただくように、これは基本的な問題でありますから、採用時にサービスの宣誓っておりますが、その時の初心を忘れることなく、今もしっかりと意識して、今後も町民の付託に答えられるように頑張っていこうという、この中で解決するしかないもので、ここの自覚に委ねる部分が非常に多いので、その為にそれが問題あるとなれば、管理職あるいは係長が係に指導するという方法を取って、今までも実は交通違反の度に発信していますが、ちょっと気が抜けて更にまた同じような事故が起きるといふこともありますけれども、そんなことも踏まえてあまり頻繁にこういうことがあれば、私どもの組織体制の指導力というものも疑われますので、何回もこんな事がないように、職員に対して十分に指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 関連ですが、今回の職員の処分で依願退職を受理することによって、この職席が空いた訳ですが、今副町長が言った組織体制という問題も含めて、人事としてこれをどうする予定なのか。いつ頃する予定なのか。それだけお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） これは前の議員協議会の折にもお話がありました。第一次産業

の町ですから、そんな意味で前任者の所属は農林課でしたので、何とかその穴埋めをするように、全く職員余っている訳じゃありませんので、中で何とか穴を埋める為の対応は人事も含めてやっていきたいと思っていますので、早々にやらなければと思っています。結果としてどうなのか、ちょっと何とも言えませんが、これからその対応に作業を進めていきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立多数です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、本日で閉会することに決定しました。

これをもって、平成26年第3回浜中町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

(午前11時00分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員